

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月1日（金）午前9時30分
2. 開催場所 太良町中央公民館 2階 視聴覚室
3. 出席委員 （16人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

中島 政秀

小柳 仲雄

柳瀬 伸博

欠席委員 （推進委員3名）

池田 保吉

内田 秀敏

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第154号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第156号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて
議案第157号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第158号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第35回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の小川委員と7番の水田委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第154号が3件、議案第155号が1件、議案第156号が1件、議案第157号が4件、議案第158号が4件となっています。</p> <p>それでは議案第154号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。次の1番と議案第158号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>まず、議案第154号の賃借人に電話でお話を伺いました。もう高齢で耕作が難しくお返ししましたとのことでした。賃貸人と議案第158号の借り手の息子さん夫婦とは、現地でお話を伺いました。賃貸人のお話では地つなぎで作ってもらえないかとお願したところ、承諾されたのでお願いしましたとの事でした。借り手の方も間違いありません、よろしくお願しますという事です。田んぼもしっかり管理されている状態で問題ないと思います。</p>
田口推進委員	<p>水田委員が言われたとおりでございます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第154号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第158号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第154号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、山口農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>

山口委員	<p>久我推進委員と私と賃借人の自宅に伺ってお話を伺いました。賃借人はブロイラーの方に集中したいということで、ここでの耕作が困難になったという事です。いろんな作物を作られていましたが、年齢的にも作物等もいくつかに絞っていかないと経営が成り立たないということです。</p>
久我推進委員	<p>山口委員さんと24日に一緒に行きました。ブロイラーを始められて、田んぼの方には手がまわらなくなり、解約に至ったとの事です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第154号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第154号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮委員	<p>報告をいたします。賃借人にまず聞いたところ、体調を崩されて、あまり広くは耕作できないという事でした。また、賃借人に聞いたところ、賃借人からそういうお話を聞いて、解約をすることになりましたという事です。あとはどなたか耕作される予定があるかお尋ねしたところ、まだ決まっていないとの事で、今年度は耕作が難しいと思われます。現地については、池田推進委員と一緒に確認に行きましたが、昨年まではきちんと耕作されておられたと思われる状況でした。以上です。</p>
池田推進委員	<p>本人への確認は新宮委員にさせていただき、現地の確認と一緒に行きました。店舗を通らないと行けない場所でもあり、道も狭く直角に曲がらないといけなないので、機械も大きいのは行けないところです。もう1箇所も朝日あまり当たらない場所でもあり、そういう面も解約につながったのではないかと思います。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第154号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて議案第155号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田委員	<p>写真を見ていただければ分かるように、周りの農地も今回のように名義変更されたところで、今回の農地も譲受人以外耕作されないようなところです。今回、根域栽培をされるという事で、この農地が必要となったとの事です。詳しくは、中島推進委員から報告があると思います。</p>
中島推進委員	<p>ほかにも何筆か小さい農地が隣接していますが、譲受人が順次購入する予定であるそうです。今回の申請地については、相手方との調整等の都合で行政書士の方に手続きを頼まれたようです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認められました。</p> <p>続きまして、議案第156号、農地法第4条第1項第8号の規定による証</p>

事務局	<p>明願いについて、別紙関係人より証明願いを受理したので、協議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満になるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員と中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田農業委員	<p>29日の午後から、中島推進委員さんと申請人と現地にて確認をしながら、お話を伺いました。兼業の仕事については、60才で息子さんに譲ったので、農業にはまろうと思ひ、まずは農機具小屋を作ろうと畑を開いていたら、区長さんより許可がいることを聞いて手続きを行ったとの事です。現在は作業を中断して許可を待っておられます。</p>
中島推進委員	<p>先程、水田委員が言われたとおりで一緒に調査に行きました。隣接の畑は作物が育ちにくい状況にあるが、施設野菜など頑張っ農を続けていきたいという事です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、調査報告が終わりました。1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番については許可相当と認められました。</p> <p>続いて、議案第157号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>25日に譲渡人のお宅に電話をしたら、本人さんは入院中ということで、娘さんに事情をお聞きしました。全て譲受人の方にお任せしていますとの事でした。また、午後からは松本推進委員と譲受人と一緒に現地確認を行いました。申請地は、譲受人のお宅の真横で1メートルくらい高くなっているが、漁具倉庫等に利用したいという事で間違いありませんでした。漁具をおく倉庫がなくて困っているとの事で、自宅の隣でもあり、作業も効率的にできるのでよろしくをお願いしますとの事です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。次の議案第157号2番、3番及び4番は、譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p>

	<p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。しかしながら、雨水排水方向の住民の方々の不安を取り払えず反対されていることから、隣接耕作者、区長及び生産組合長の承諾印を得られておりません。県に確認したところ、承諾書は資材の仮置き場としての利用や、建設時に該当地の上を通過する場合などは必須となることでした。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査した私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>まず、隣接住民及び区長の同意未取得理由書と〇〇班に建設予定の太陽光発電事業に反対する要望書の内容をご確認ください。</p> <p>27日に松本推進委員と私と太陽光発電業者から1名と、行政書士1名と現地確認及び今までのいきさつのお話を聞きました。</p> <p>事業者の方からは今までに2回住民との会合を開いてもらっていますが、その前に昨年、私と水田さんと松本推進委員と太陽光の会社の方と現地で説明をしていただいた時には、区長・生産組合長や近隣住民の同意書などがなかったもので、まずそこからですよという事で説明をしておりました。その後の農振除外の時には同意書をもらってあるようです。しかし、今回、所有権移転の申請時には、地区住民や区長さんは反対という事で印鑑をもらえていないと。それでは、許可は難しいのではと27日の時にお話をしました。地元の方は、絶対そこには作ってもらいたくない、作るならそこから流れる雨水は海まで流れるようにしてほしいという事で、業者の方はそこまでは難しいという事で、水量計算などして溜枘を作ったりしますとお願いをしているが、そこからは話し合いができない状態になってしまっているようです。区の方からもお話を聞いて、どうして反対なのかなどこの場でお話しする旨同意をいただいております。今後もこう言った問題が出てくるのではと思いますが、太良町農業委員会としてどういった意見で県の方にもっていくべきかを考えてほしいと思います。</p>
<p>議長</p>	
<p>水田委員</p>	<p>以前、〇〇地区でも、地域住民が反対していましたが、許可された案件がありました。法的要件を満たしていれば、いくら地域住民が反対しても県は許可をするのではないのでしょうか。</p>
<p>新宮委員</p>	<p>実は、私の方にも地区の方から要望書を持ってこられ、住民の反対の気持ちを伝えてもらえないか相談がありました。許可は県が出すので、太良町の</p>

<p>榑原推進委員</p>	<p>農業委員会としては、住民さんの意見を県の方に伝えることしかできないのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>水の流れとするとここは線路の方に流れるのでしょうか。</p> <p>図面を見ていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>赤で示しているところが駅の方に流れる土地です。その他は別のところに流れます。計画でいきますと、深さが3メートルくらいの溜枡を作る計画になっておりまして、水量計算上も強い雨が降っても水が増えない計算で提出してあります。事務局としても、確認のため現地を測量しまして、土木的な知見から申し上げますと、ここに建設されても全体的に山が崩れるという状況を想定するのは難しいのかなと思います。しかしながら、大浦地区は昔、7・8災害があったように、一部土質がよくない地層があるそうです。そこに水が流れ込んだら、土が膨れて地滑りが起きる可能性がゼロではないと思います。しかし、今の整備計画で、地面をあまり触らないで施工するとなると、認めざるを得ないのではないかと思います。農業委員会は内容を審議して、県に意見をあげなければいけないので、できるだけ地元の気持ちも表現して県のほうに意見をあげたいと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>常設委員会でも今まで行ったなかでは、排水について溜枡を作ったり対策をしてあったら、異議なしでとおっている状況です。業者の方が対策をきちんと立てて申請があがってきたら、いくら反対されても難しいと思いますと地元の方には伝えてあります。できるだけ、地元の意見を県へ伝えることしかできないのではないかと思います。</p>
<p>水田委員</p>	<p>農業委員会としては地元住民の意見も無視できないと思うので、農業委員会としては許可相当ではないとして県にあげるというのではどうですか。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>隣接地の農地との高低差はどれくらいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>2.4mです。その先の民家の裏は9.5mくらいあります。</p>
<p>柳瀬推進委員</p>	<p>うちにも、地区の方が相談にこられたが、今の所有者にも地区からの抗議があってるのでしょうか。</p>

事務局	そこについては、確認できておりません。
議長	今のところ、話し合いとしては、地区と太陽光の業者との話になっています。地区を二分するような形になってしまってもいけないですね。
柳瀬推進委員	個人的には、なるべく作らない方が地区の方にもいいかなとは思いますが、申請がでてきたら、なんとか被害が起きないようにするしかないかと。
議長	最終的に、農業委員会としては、県の方に住民の反対がっており、その旨県の方へ意見を出すという事でよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは続いて、議案第158号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします
新宮委員	ご報告いたします。貸し手の方に電話で話を聞いたところ、今回期限がきたので、前回と同じ条件で再度お願いすることにしましたという事です。借り手の方にも、それで了承していただきましたとの事です。借り手の方にも聞いたところ、同じように前回と同じ条件で再設定させてもらいましたとおっしゃっていました。現地の方も、池田推進委員さんと同じに見にいきましたが、ミカン畑で手入れもされているようでした。以上です。
池田推進委員	貸し手の方は私と地区が一緒なので、ちょうど話をしたところ、何の問題もありませんとの事でした。

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。続きまして、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された小川農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします</p>
小川委員	<p>借り手の方と4月16日までに会いまして、申請地を耕作することになったので、農業委員会に申請してきたと聞いていました。貸し手の方は私の親戚筋で、昔から1人暮らしで水田の植え付け、刈り取りは〇〇地区の方をお願いしていました。しかし、そこの方の息子さんが亡くなられて、お父さんは高齢で、遠方にいらっしゃる息子さんが帰ってきてしていらっしゃるって、去年は植え付けまでしてもらったが、刈り取りまではもうできないと言われて、今回の借り手の方に刈り取りからお願いされたそうです。それで、今年は借り手の方に依頼されて引き受けてもらったそうです。</p>
榊原推進委員	<p>小川委員さんが言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。続きまして、4番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された小川農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします</p>
小川委員	<p>29日に榊原委員さんと一緒に借り手の方の自宅にお伺いしてお話を伺いました。貸し手の方はお父さんが亡くなられて1人なので、なかなか耕作が難しい状況になっておられます。借り手の方は、高齢になってきたけど3年くらいは耕作できるだろうという事で借りることになりましたとの事でした。玉ねぎを作られるそうです。以上です。</p>
榊原推進委員	<p>小川委員さんと一緒に行きましたので、補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第35回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和2年 5月 1日

会 長	秀 島 克 博
議事録署名者	小 川 龍 也
議事録署名者	水 田 武次郎